

岩手県告示第394号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち平成27年5月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成27年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	4,475円	5,030円	5,585円	6,069円	6,475円	6,729円	6,654円	6,474円	5,878円	4,731円	3,930円	3,930円
最高限度額	13,005円	13,005円	13,573円	16,192円	18,680円	21,472円	23,984円	25,191円	24,139円	19,385円	15,991円	13,005円